条第四十四項とし、同条第三十八項中「第三十五項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第四十項」に、「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより」を「同項の権限を付与した状態で国税庁長官が定める期間」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十六項を同条第四十一項とし、同条第三十五項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に、「同条第二十八項」を「同条第三十四項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十四項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十三項中「第三十七条の十四第二十八項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第三十四項に規定する財務省令」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第三十四項」に、「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項第四号及び第五号中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十二項中「第三十七条の十四第二十五項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第三十一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に、「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項第四号及び第五号中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項中「第三十七条の十四第二十九項第二号に」を「第三十七条の十四第二十九項第二号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十三項第二号に」を「第三十七条の十四第二十九項第二号」に、「第三十七条の十四第二十三項に」を「第三十七条の十四第二十九項に」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項中「第三十七条の十四第二十三項第一号に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第二十九項第一号に規定する財務省令」に改め、同項第二号中「に係る法第三十七条の十四第二十三項第一号」を「（出国の日の属する年の一月一日において十八歳未満である者又はその年中に出生した者にあつては、当該継続適用届出書提出者を扶養する親族を含む。）に係る法第三十七条の十四第二十九項第一号」に、「支払者（」を「支払をする者（」に改め、同項第三号中「命令」の下に「（出国の日の属する年の一月一日において十八歳未満である者又はその年中に出生した者にあつては、当該継続適用届出書提出者を扶養する親族に係る当該転任の命令を含む。）」を加え、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「第三十七条の十四第二十一項第一号及び第二号」を「第三十七条の十四第二十七項第一号及び第二号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十六項」を「第十一項第二号」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第二十六項」を「第十一項第二号」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第二十項」を「第三十七条の十四第二十六項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十八項中「第三十七条の十四第二十六項」に改め、同項第五号イ中「第十一項第三号イ」を「第十二項第三号イ」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十項」を「第三十七条の十四第二十六項」に改め、同項第五号イ中「第十一項第三号イ」を「第十二項第三号イ」に改め、同号ロ中「第十一項第三号ロ」を「第十二項第三号ロ」に改め、同号ハ中「第十二項第三号」を「第十三項第三号」に改め、同項第七号中「第三十七条の十四第十九項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、「特定累積投資勘定」の下に「（未成年者特定累積投資勘定を除く。）」を加え、同項を同条第三十三項とし、同条第二十七項中「第三十七条の十四第十九項後段」を「第三十七条の十四第二十五項後段」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十六項中「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項第二号中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十五項中「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項第一号中「第三十項に」を「第三十五項に」に、「同条第二十九項第一号」を「第三十項第六号及び第三十二項第二号」を「第三十五項第六号及び第三十七項第二号」に、「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十九項」に、「第三十項及び第三十一項」を「第三十五項及び第三十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第十九項」に改め、同項第二号中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「第三十七条の十四第十三項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第十九項に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第十四項」を「第三十七条の十四第十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「第三十七条の十四第十二項」を「第三十七条の十四第十六項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第三十七条の十四第十項」を「第三十七条の十四第十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第二十五条の十三第三十五項」を「第二十五条の十三第四十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第三十七条の十四第十三項第二号」を「第三十七条の十四第十七項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第三十七条の十四第七項第一号」を「第三十七条の十四第十三項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十二項」に、「同条第六項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項中「第二十五条の十三第四十四項」を「第二十五条の十三第四十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項を同条第二十項とし、同条第十四項中「第二十五条の十三第三十三項の」を「第二十五条の十三第四十四項の」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第三十五項」を「第二十五条の十三第四十六項」に、「第三十七条の十四第八項」を「第三十七条の十四第十四項」に、「第二十二項第二号」を「第二十七項」に、「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第四十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「第三十七条の十四第六項第十二号」を「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項第四号中「特定累積投資勘定」の下に「（法第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の四項を加える。

14　第一項の規定は、施行令第二十五条の十三第三十八項において準用する同条第三項に規定する財務省令で定める基準について準用する。この場合において、第一項中「第三十七条の十四第一項」とあるのは、「第三十七条の十四第六項第一号から第三号までの規定による同条第一項」と読み替えるものとする。